

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-4号

平成19年4月1日 一部改正	平成19年12月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正	平成21年4月1日 一部改正
平成21年6月1日 一部改正	平成21年12月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正	平成22年12月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正	平成24年3月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正	平成25年4月1日 一部改正
平成26年1月1日 一部改正	平成26年1月23日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正	平成26年12月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正	平成27年10月1日 一部改正
平成28年3月10日 一部改正	平成28年12月5日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正	平成29年12月15日 一部改正
平成30年12月11日 一部改正	令和元年7月17日 一部改正
令和元年12月4日 一部改正	令和2年11月27日 一部改正
令和4年6月13日 一部改正	令和4年12月5日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正	令和5年8月25日 一部改正
令和5年12月5日 一部改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（平成18年規程第2-3号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、常勤の職員に適用する。ただし、職員就業規則第22条の規定に基づき採用された職員及び非常勤職員の給与については、別に定めるもののほか、この規定を準用する。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当等、超過勤務手当、宿直手当、夜勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当等は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において、毎月17日を「支給日」という。）に、超過勤務手当、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日に支

給する。ただし、支給定日が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）にあたるときは18日）
 - (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日（その日が休日にあたるときは15日）
 - (3) 支給定日が休日かつ月曜日にあたる時 18日
- 2 通勤手当は、第23条第6項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。
 - 3 寒冷地手当は11月から翌年の毎年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。
 - 4 期末手当及び勤勉手当は6月30日及び12月10日（以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（給与の支払方法）

第5条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算）

第6条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により、本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給する場合以外のとき、又はその月の末日まで支給する場合以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立青少年教育振興機構職員勤務時間、休暇等規程（平成18年規程第2-5号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前四項の規定は、管理職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第7条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合はこの限りでない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てる場合

- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てる場合
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てる場合
- (4) その他特に必要があると認める場合

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第27条、第29条、第35条(第36条において準用される場合を含む。)及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、地域手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、特勤手当等の月額(扶養手当に係る部分は除く。)及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除した額とする。

- 2 前項の1月当たりの所定勤務時間は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における土曜日並びに日曜日及び職員勤務時間等規程第11条第1項第2号並びに第3号に規定する日の日数を差し引いた日数に1日の所定勤務時間を乗じ、その時間を12で除して得た時間とする。
- 3 前項の1月当たりの所定勤務時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額(第27条及び第29条の規定の適用にあつては、当該規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ勤務1時間当たりの額)に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

(本給の決定)

第12条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、本給表に定める級及び号給により決定する。

- 2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。
 - (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
 - (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
 - (3) 医療職員本給表(一)(別表第3)
 - (4) 医療職員本給表(二)(別表第4)
 - (5) 研究職員本給表(別表第5)
- 3 各本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第14条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、
1 級上位の級に昇格させることができる。
2 職員を昇格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(降格)

第15条 職員就業規則第12条の規定により降任したときには、下位の級に降格させることができる。
2 職員を降格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評価がある職員の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。
2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であってその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
3 職員の昇給は、その属する級の最高の号給を超えて行うことができない。
4 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳。）を超える職員に関する第2項の規定については、同項中「4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員であつてその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であつてその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、別表第6に掲げる職員に支給する。
2 管理職手当の区分は、別表第6に掲げる職員の区分に応じて、同表の区分欄に掲げる区分とする。
3 管理職手当の月額は、別表第6-2に掲げる本給表の別並びに職務の級及び前項の規定によ

る区分に応じて、同表の管理職手当月額欄に掲げる額とする。

- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第34条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 管理職手当には、勤務が午後10時から翌日の午前5時までに及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（扶養手当）

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

- 4 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 6 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過

により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一） 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一） 9 級以上職員等から一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般（一） 9 級以上職員等以外の職員から一般（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 6 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 6 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 6 項の規定による届出に係るものがある一般（一） 9 級以上職員等が一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 6 項の規定による届出に係るものがある一般（一） 8 級職員等が一般（一） 8 級職員等及び一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 6 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一） 9 級以上職員等以外のものが一般（一） 9 級以上職員等となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 6 項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一） 8 級職員等及び一般（一） 9 級以上職員等以外のものが一般（一） 8 級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第 6 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 前八項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(地域手当)

第21条 地域手当は、別表第7に掲げる地域に所在する施設等に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域ごとの支給区分による支給割合を乗じて得た額とする。

3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第7に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改訂後の異動後の支給割合）以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員、通則法第2条第4項に定める行政執行法人の職員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第21条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日の勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合で、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過するまでの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、

当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等から引き続き職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつた場合は、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前三項の規定により広域異動手当を支給される職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 前五項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル

- ル未満である職員 2, 000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4, 200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7, 100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10, 000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12, 900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15, 800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21, 600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24, 400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26, 200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28, 000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29, 800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 勤務箇所を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

4 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を

受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額
- 7 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 10 前九項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第24条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった

職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 給与法適用者等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

6 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合の支給額の改定について準用する。

7 前六項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特地勤務手当等）

第25条 離島その他の生活の著しく不便な場所に所在する施設等として、別表第8に定める施設等（以下「特地施設等」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、別表第8の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 職員が、施設等を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設等又はその移転した施設等が特地勤務施設等又は別表第9に定めるこれらに準ずる施設等（以下「準特地施設等」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、当該異動又は施設等の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は施設等の移転の日から3年を経過する際、別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項に規定する異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額合計額（第4項において「異動等の日の本給等の合計額」という。）に、別表第9-2に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける本給及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。
- 3 給与法適用者等であつた者から引き続き本給表の適用を受ける職員となつて特地施設等又は準特地施設等に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）、新たに特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた施設等に在勤する職員でその特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた日以前3年以内に当該施設等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前二項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 前三項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち、第21条の2の規定により広域異動手当（その支給割合が100分の1を超えるものに限る。）を支給されることとなる職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日の本給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第2項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

(1) 100分の2を超える支給割合 100分の2

(2) 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

- 5 本条に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第27条 職員勤務時間等規程第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、この割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 職員勤務時間等規程第11条に規定する休日（職員勤務時間等規程第13条の規定よ

り代休となった日を含む。)における勤務 100分の135

- 2 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 前二項の規定は、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

第28条 削除

(夜勤手当)

第29条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(宿直手当)

第30条 職員勤務時間等規程第14条第1項の規定による宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円を宿直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第27条及び第29条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び平成18年4月1日施行附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。)し、又は解雇された職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、表(1)に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を基礎として、100分の122.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1) 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表(一)適用者

職員の区分	加算率
8級以上の職員	100分の20
7級及び6級の職員	100分の15

5級及び4級の職員	100分の10
3級の職員	100分の5

②一般職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
5級の職員	100分の10
4級の職員	100分の5
3級の職員（別に定める職員に限る）	

③医療職員本給表（一）適用者

職員の区分	加算率
3級の職員	100分の5
2級の職員（別に定める職員に限る）	

④医療職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
3級の職員	100分の5
2級の職員（別に定める職員に限る）	

⑤研究職員本給表適用者

職員の区分	加算率
6級の職員	100分の20
5級の職員	100分の15（別に定める職員は100分の20）
4級及び3級の職員	100分の10
2級の職員（別に定める職員に限る）	100分の5

表（2） 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表（一）適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
7級以上の職員	一種	100分の25
	二種	100分の15

②研究職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
5級以上の職員	一種	100分の25
	二種	100分の15

表（3） 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項の規定より休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ）
- ロ 刑事休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされている職員をいう。以下同じ。）
- ハ 停職者（職員就業規則第 4 3 条第 4 号の規定により停職とされている職員をいう。以下同じ。）
- ニ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員育児休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2 - 1 2 号。以下「育児休業規程」という。）第 3 条の規定による育児休業又は同規程第 9 条の 2 の規定による出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- ホ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員介護休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2 - 1 3 号。以下「介護休業規程」という。）第 3 条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- ヘ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員自己啓発等休業規程（令和 5 年規程第 2 - 2 5 号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第 3 条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- ト 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員配偶者同行休業規程（令和 5 年規程第 2 - 2 6 号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第 3 条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(2) 基準日前 1 月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において別に定める者となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第 1 9 条の 5 及び第 1 9 条の 6 の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「免職」とあるのは「解雇」と読み替えるものとする。

5 前四項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤勉手当)

第 3 2 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条及び平成 1 8 年 4 月 1 日施行附則第 1 3 項第 5 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第 4 条第 4 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は解雇された職員（前条第 3 項第 2 号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定

幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項1号中イ及びロを「休職者（職員就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前四項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（寒冷地手当）

第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に、別表第10に掲げる地域に在勤する職員に対し、支給する。

- 2 寒冷地手当の月額は、別表第11に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。
- 3 第38条の規定の適用を受ける職員の寒冷地手当の月額は、前項の規定にかかわらず前項の規定による額からその半額を減じた額とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例

（休職者の給与）

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金

がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命じられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命じられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号により休職を命じられた場合には、その休職期間中本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項により休職を命じられた場合には、他の規則に別段の定めがない限り、前四項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第35条 育児休業規程第3条の規定による育児休業又は同規程第9条の2の規定による出生時育児休業（以下、この条において「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - (3) 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。
- 2 育児休業規程第12条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業者等の給与）

第36条 介護休業等規程第3条による介護休業又は第12条の規定による介護部分休業をする職員の給与については、前条の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と、同条第2項中「育児部分休業」とあるのは「介護部分休業」とそれぞれ読み替えるものとする。

（自己啓発等休業者等の給与）

第36条の2 自己啓発等休業規程第3条の規定による自己啓発等休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学（職員としての職

務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(配偶者同行休業者の給与)

第36条の3 配偶者同行休業規程第3条に規定による配偶者同行休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第16条に定める休暇及び同規程第15条の規定により勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかつた時間数は、給与の計算期間における全時間数によるものとし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、職員勤務時間等規程第21条第1項に定める特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の特定病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。この場合において、第21条の規定による地域手当、第21条の2の規定による広域異動手当、第31条の規定による期末手当及び第32条の規定による勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額、当該半減後の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると理事長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(承継職員に係る本給等の決定等)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第24号)附則第2条の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における級及び号給の決定については、一般

職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「改正法」という。）附則第6条から第10条までの規定を準用するものとする。

3 承継職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が、施行日の前日に受けていた本給月額又は俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額又は俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本給月額及びその差額に相当する額（附則第13項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

4 前項の規定による本給を支給される職員に関する第19条第2項、第31条第2項、第32条第2項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

（承継職員に係る諸手当の取扱い）

5 施行日の前日における独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター職員給与規程、独立行政法人国立青年の家職員給与規程（平成13年4月1日独立行政法人国立青年の家規程第18号。以下「青年の家給与規程」という。）又は独立行政法人国立少年自然の家職員給与規則（独立行政法人国立少年自然の家規則第5-1号。以下「少年自然の家給与規則」という。）（以下「旧法人の給与規程等」という。）の規定による諸手当の支給に係る認定等は、施行日において本規程の規定による認定等とみなす。ただし、施行日に本規程の規定による支給要件を具備していない場合はこの限りでない。

（平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

6 平成22年3月31日までの間における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	該当字句	読替後の字句
第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
別表第7	100分の18	100分の18を超えない範囲で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲で別に定める割合

	100分の12	100分の12を超えない範囲で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲で別に定める割合

(旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置)

7 施行日の前日に、青年の家給与規程第11条第3項若しくは第4項、又は少年自然の家給与規則第13条第3項の規定による調整手当を支給されていた承継職員（異動の日から2年を経過する日が施行日の前日である職員を除く。）については、異動の日から2年を経過するまでの間は、第21条の規定にかかわらず、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第21条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日に受けていた調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

8 施行日の前日に、旧法人の給与規程等の規定により調整手当（又は特別調整手当）の支給対象地域とされていた地域に勤務していた給与法適用者等が、人事交流により引き続き施行日に機構の職員となった場合は、当該職員には、第21条の規定にかかわらず、機構の職員の日から2年を経過するまでの間は、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第21条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日の勤務地域の調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

9 前二項によるもののほか、旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置については、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

(施行日に人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について)

10 施行日の前日に給与法適用者等であった者が施行日に機構の職員となった場合の当該職員の施行日における級及び号給は、当該職員が新たに給与法適用職員等となった日から引き続き給与法適用者として在職していたものとみなして、改正法附則第6条から第11条までの規程を準用して決定するものとする。

11 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により本給月額を決定された職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が同項の規定により施行日の前日に受けていたとみなされる俸給月額に達しないこととなる職員について準用する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、第31条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第32条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

13 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける

職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び第19項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第38条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条第1項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(1)から(3)以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表(2)の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(1)から(3)以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対

応する加算率を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（２）の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第１５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３２条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額

- (6) 第３１条第１項後段及び第３４条第１項から第４項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第３１条第１項後段 第４号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（第３４条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- ロ 第３４条第１項 前各号に定める額
- ハ 第３４条第２項 第１号から第４号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額
- ニ 第３４条第３項 第１号から第３号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第３４条第４項 第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	６級
研究職員本給表	５級

14 前項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額、職員給与規程第１９条第３項の規定にかかわらず、同条の規定による額に１００分の９８．５を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

15 附則第１３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項及び次項において「減額支給対象職員」という。）の特地勤務手当の月額は、職員給与規程第２５条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 減額支給対象職員であつて、職員給与規程第２５条第２項に定める日において減額支給対象職員であつたもの 職員給与規程第２５条第２項に定める日に受けていた本給月額の２分の１に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日に係る減額基礎額」という。）と現に受ける本給月額の２分の１に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第２項に定める別表第８の支給割合欄に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に１００分の１．５を乗じて得た額
- (2) 減額支給対象職員であつて、職員給与規程第２５条第２項に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に１００分の１．５を乗じて得た額
- (3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、職員給与規程第２５条第２項に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなった日に係る減額基礎額に支給

割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

16 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日（以下この項において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であった職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額、同条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた本給月額に支給割合（同条第2項に定める別表第9-2及び第4項の規定による支給割合をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

17 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条、第29条、第35条（第36条において準用される場合を含む。）及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

18 附則第13項の規定が適用される間、第32条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定幹部職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

19 附則第13項から前項までに規定するもののほか、特定職員の給与の支給に係る計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 管理職手当を支給される職員のうち、この規程による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第19条第3項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあつては、同項の規定による管理職手当の月額）のほか、新規程第19条第3項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）を、管理職手当として支給する。

（1）平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

（2）平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

（3）平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

（4）平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に定める経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

（1）この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であつて、同日に

- 属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規程による改正前の職員給与規程第19条に規定する別表第6に掲げる職名に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第3号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年12月1日において平成21年12月1日改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第4号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以降に新たに職員となった者を除く） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (6) 前号までに掲げるもののほか、施行日以後に給与法適用者等から人事交流等により引き続き新たに職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、機構の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員前各号に掲げる職員に準じて別に定める額

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

4 平成20年3月31日までの間においては、新規程第21条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

5 新規程第21条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(その他)

6 前項までに定めるもののほか、この規程に施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで

	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職員本給表 (二)	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
医療職員本給表 (一)	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職員本給表 (二)	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
研究職員本給表	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

3 職員給与規程第 25 条第 2 項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額を改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

4 職員給与規程第 26 条第 1 項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同条第 2 項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

(その他)

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (改正後の職員給与規程平成 18 年 4 月

1日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、同施行附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。)及び特地勤務手当(同規程第26条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本給表	職務の級	号給
一般職員本給表(一)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
一般職員本給表(二)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで
医療職員本給表(一)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
医療職員本給表(二)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
研究職員本給表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額が改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にあるものであって、その日において平成18年4月1日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減額されて支給される職員（以下この項及び附則第7項において「仮定減額支給対象職員」という。）に対する同施行附則第15項の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員（平成22年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。以下この項において同じ。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成22年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第2号及び第3号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する平成18年4月1日施行附則第16項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（平成22年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成22年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

（その他）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（本給の半減に関する経過措置）

3 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患により勤務しない職員に対する改正後の職員給与規程第38条の規定の適用については、同条第1項中「90日」とあるのは「1年」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第14項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4

月1日（ ）とあるのは「施行日（ ）と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(その他)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年2月29日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特勤手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から 4 号給まで
一般職員本給表（二）	1 級	1号給から121号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から76号給まで
	4 級	1号給から48号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から84号給まで

	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
	4 級	1 号給から 5 6 号給まで
医療職員本給表 (二)	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 9 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
研究職員本給表	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 5 2 号給まで
	4 級	1 号給から 3 6 号給まで
	5 級	1 号給から 1 6 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整)

3 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員 (同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日において第 18 条第 1 項の規定により昇給した職員 (同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。) その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 24 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給 (30 歳に満たない職員については、2 号給) 上位の号給とする。

(その他)

4 附則 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程の特例)

2 この規則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 (以下「特例期間」という。)においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程 (以下「職員給与規程」という。) 第 12 条第 2 項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額 (給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 3 項の規定による本給を含む。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合 (以下「支給減額率」という。) を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 給 表	職務の級	割 合
一般職員本給表 (一)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
一般職員本給表 (二)	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級以上	100 分の 7.77
医療職員本給表 (一)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77

医療職員本給表 (二)	2 級以下	1 0 0 分の 4. 7 7
	3 級以上	1 0 0 分の 7. 7 7
研究職員本給表	2 級以下	1 0 0 分の 4. 7 7
	3 級から 4 級まで	1 0 0 分の 7. 7 7
	5 級以上	1 0 0 分の 9. 7 7

3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

特勤手当 当該職員の本給月額に対する特勤手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

特勤手当に準ずる手当 当該職員の本給月額に対する特勤手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、1 0 0 分の 9. 7 7 を乗じて得た額

勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、1 0 0 分の 9. 7 7 を乗じて得た額

職員給与規程第 3 4 条第 1 項から第 4 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニに掲げる規定の区分に応じイからニまでに定める額

イ 第 3 4 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 3 4 条第 2 項 前項並びに第 2 項、第 3 項及び第 6 項に定める額に、1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額

ハ 第 3 4 条第 3 項 前項並びに第 2 項及び第 3 項に定める額に、同条第 3 項の規定により当外職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 3 4 条第 4 項 前項並びに第 2 項、第 3 項及び第 6 項に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、職員給与規程第 2 7 条、第 2 9 条、第 3 5 条（第 3 6 条において準用される場合を含む。）及び第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規程第 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額、地域手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、特勤手当等の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、及び寒冷地手当の月額の合計額を 1 月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、職員給与規程附則第 1 3 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号並びに第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から職員給与規程附則第 1 3 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項第 2 号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第 1 3 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 3 号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第 1 3 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 6 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職員給与規程附則第 1 3 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 7 号中「勤勉手当の額」とある

のは「勤勉手当の額から職員給与規程附則第13項第5号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2項、第3項及び第6項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項、第3項及び第6項」と、同号ハ中「前項並びに第2項及び第3項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項及び第3項」と、第4項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第17項の規定により給与から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされている額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

2 改正後の職員給与規程第25条に定めるもののほか、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員給与規程第25条第1項に規定する施設等(以下「特地施設等」という。)とされていた施設等は、平成27年3月31日までの間、特地施設等とする。

3 前項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

5 第2項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の職員給与規程第26条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の職員給与規程第26条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

(1) 施行日において職員給与規程第26条第1項に規定する準特地施設等(以下「準特地施設等」という。)に該当することとなった施設等に勤務する職員(次号に掲げる職員を除く。)当該施設等を準特地施設等とみなした場合における改正後の職員給与規程第26条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に100分の1を乗じて得た額に施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額

(2) 施行日において改正後の職員給与規程別表第9-2の備考に掲げる施設等に該当することとなった施設等に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 毎年11月1日から翌年3月31日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に100分の5を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 前号に定める額

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前号イに定める額

6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の職員給与規程第26条第2項に規定する日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額とする。

7 第5項の規定の適用を受ける職員（同項第1号及び第3号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成26年10月31日までの間は、改正後の職員給与規程別表第9-2の備考は適用しない。

（支給割合が下がることとなった特地施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）

8 施行日における支給割合が施行日の前日における支給割合より下がることとなった施設等に勤務する職員の職員給与規程第25条第1項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員にあつては附則第3項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合から施行日における支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成26年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に定める額を加算して得た額とする。

（準特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

9 施行日の前日において準特地施設等とされていた官署のうち、平成27年3月31日までの間、準特地施設等として指定する施設等に勤務する職員の職員給与規程第26条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の職員給与規程第26条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあつては附則第5項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の4を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

10 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下この項において同じ。）のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20

年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(3) 前2号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員
(その他)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月23日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳未満の職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において38歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(4) 前3号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員

3 附則2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第23条の規定は平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

2 平成27年1月1日における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第2項	4号給	3号給
---------	-----	-----

	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

3 改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第18項の規定の適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額を改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にあるものであって、その日において平成18年4月1日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減額されて支給される職員(以下この項及び附則第7項において「仮定減額支給対象職員」という。)に対する同施行附則第15項の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。以下この項において同じ。)」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第2号及び第3号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する平成18年4月1日施行附則第16項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員(平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。)」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

(その他)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日から引き続き職員である者の本給月額に関する経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの

間、本給月額及びその差額に相当する額（平成18年4月1日施行附則第13項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額を本給として支給する。

3 前項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項、第32条第2項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

（人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について）

4 第2項の規定は、施行日の前日に給与法適用者等であつた者が人事交流により引き続き施行日以降に機構の職員となった者であつて、その者の受ける本給月額がその者が施行日の前日に機構の職員となったものとした場合に同日に受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものについて準用する。

（平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

5 平成28年3月31日までににおける地域手当の支給に関する別表第7に定める支給地域における支給割合については、次の表に定めるとおり読み替えるものとする。

支給割合	支給地域
100分の18.5	東京都のうち 特別区
100分の15.5	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 印西市 東京都のうち 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 大阪市、守口市
100分の15	茨城県のうち つくば市 千葉県のうち 成田市、袖ヶ浦市 東京都のうち 調布市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県のうち 横浜市、川崎市、鎌倉市 愛知県のうち 刈谷市、豊田市 大阪府のうち

	<p>門真市 兵庫県のうち 芦屋市</p>
100分の14	<p>埼玉県のうち さいたま市、志木市 東京都のうち 八王子市、府中市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市、宝塚市</p>
100分の13	<p>茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市、東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市、大東市</p>
100分の12	<p>千葉県のうち 船橋市、浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市、寝屋川市、箕面市 奈良県のうち 天理市</p>
100分の10.5	<p>神奈川県のうち 相模原市、藤沢市 三重県のうち 鈴鹿市 大阪府のうち 豊中市 兵庫県のうち 神戸市</p>
100分の10	<p>茨城県のうち 水戸市、土浦市、牛久市 埼玉県のうち 東松山市、朝霞市 千葉県のうち</p>

	<p>市川市、松戸市、富津市</p> <p>東京都のうち</p> <p>三鷹市、あきる野市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>横須賀市、茅ヶ崎市、大和市</p> <p>滋賀県のうち</p> <p>大津市、草津市</p> <p>京都府のうち</p> <p>京都市、京田辺市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>堺市、枚方市、茨木市、八尾市、羽曳野市、東大阪市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>尼崎市</p> <p>奈良県のうち</p> <p>奈良市、大和郡山市</p> <p>広島県のうち</p> <p>広島市</p> <p>福岡県のうち</p> <p>福岡市</p>
100分の9	<p>茨城県のうち</p> <p>日立市</p> <p>千葉県のうち</p> <p>佐倉市、市原市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>平塚市</p> <p>愛知県のうち</p> <p>西尾市、知多市</p> <p>三重県のうち</p> <p>四日市市</p> <p>滋賀県のうち</p> <p>栗東市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>伊丹市、三田市</p>
100分の7	<p>宮城県のうち</p> <p>多賀城市</p> <p>茨城県のうち</p> <p>龍ヶ崎市</p> <p>埼玉県のうち</p> <p>坂戸市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>小田原市</p> <p>愛知県のうち</p> <p>みよし市</p> <p>大阪府のうち</p>

	<p>柏原市、交野市 福岡県のうち 春日市、福津市</p>
100分の6	<p>宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市、ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、越谷市、戸田市、入間市、三郷市 千葉県のうち 茂原市、柏市 神奈川県のうち 三浦郡葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市、沼津市、御殿場市 愛知県のうち 瀬戸市、碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市、亀岡市 大阪府のうち 岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市、橿原市</p>
100分の5	<p>栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市 埼玉県のうち 春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、久喜市、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町 千葉県のうち 野田市、東金市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 神奈川県のうち 三浦市、中郡二宮町</p>

	長野県のうち 塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県のうち 磐田市 愛知県のうち 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、弥富市、西春日井郡豊山町 三重県のうち 桑名市 滋賀県のうち 彦根市 京都府のうち 向日市、木津川市 大阪府のうち 泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町 兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市、北葛城郡王寺町 和歌山県のうち 和歌山市、橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町
100分の4	茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市 埼玉県のうち 羽生市、比企郡滑川町 愛知県のうち 豊川市、田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市
100分の3	北海道のうち 札幌市

宮城県のうち 名取市
茨城県のうち 筑西市
栃木県のうち 鹿沼市、小山市
群馬県のうち 前橋市、太田市
埼玉県のうち 熊谷市
千葉県のうち 八街市
東京都のうち 武蔵村山市
富山県のうち 富山市
石川県のうち 金沢市
福井県のうち 福井市
長野県のうち 長野市、松本市、諏訪市
岐阜県のうち 大垣市、多治見市、美濃加茂市
静岡県のうち 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市
愛知県のうち 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市
三重県のうち 名張市、伊賀市
滋賀県のうち 長浜市
兵庫県のうち 姫路市、加古川市、三木市
奈良県のうち 桜井市、宇陀市
岡山県のうち 岡山市
広島県のうち 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
山口県のうち 周南市
福岡県のうち 北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町

	長崎県のうち 長崎市
100分の2	茨城県のうち 笠間市、鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市、真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市、君津市 新潟県のうち 新潟市 石川県のうち 河北郡内灘町 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市、海部郡飛島村 滋賀県のうち 東近江市 広島県のうち 三原市、東広島市 徳島県のうち 徳島市、鳴門市、阿南市 香川県のうち 坂出市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響を受けるものではない。

(広域異動手当に関する特例)

6 施行日から平成28年3月31日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第21条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成28年3月10日から施行し、平成28年4月1日より適用する。ただし、

改正後の職員給与規程第12条、第19条については平成27年4月1日から適用する。

(改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例)

2 平成18年4月1日施行附則第13項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年4月1日施行附則第2項の規定による本給を支給されるもの(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額(第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が改正前の職員給与規程(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。)により支給されるべき額(第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当(第4号、第5号に該当するものを除く。)
- (3) 広域異動手当(次号から第5号までに該当するものを除く。)
- (4) 職員給与規程第21条の2第4項の規定の適用がある場合における地域手当および広域異動手当(それぞれ第2号、第3号及び第5号に該当するものを除く。)
- (5) 職員給与規程第21条の2第4項及び職員給与規程第26条第4項の適用がある場合における地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 特地勤務手当
- (7) 特地勤務手当に準ずる手当(第5号に該当するものを除く。)
- (8) 超過勤務手当
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

3 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(その他)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成28年12月5日から施行し、平成29年4月1日より適用する。ただし、改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)第12条については平成28年4月1日から適用する。

(改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例)

2 平成18年4月1日施行附則第13項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年4月1日施行附則第2項の規定による本給を支給されるもの(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新规定(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当
- (3) 広域異動手当
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 夜勤手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

3 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、新規程第20条第1項のただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般(一)8級職員等」という。)にあっては3,500円)、第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第6項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる

要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）とあるのは

- 「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- （3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- （4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第7項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第6項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新規程第20条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項までの規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円)、第2項第2号」とあるのは「、第2項第2号」と、第6項中「扶養親族（一般

(一) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般(一)9級以上職員等以外の職員から一般(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、新規程第20条第1項ただし書並びに第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「が8級及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの」とあるのは「が8級以上及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの」と、「一般(一)8級職員等」とあるのは「一般(一)8級以上職員等」と「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と第6項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般(一)9級以上職員等以外の職員から一般(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般(一)8級職員等が一般(一)8

級職員等及び一般（一）９級以上職員等」とあるのは「一般（一）８級以上職員等が一般（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員等」とあるのは「一般（一）８級以上職員等」と、「が一般（一）８級職員等」とあるのは「が一般（一）８級以上職員等」とする。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

７ 平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する新規程第３２条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とする。

（その他）

８ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第３６条の規定は平成２９年１月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成２９年１２月１５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第１２条及び第１９条については平成２９年４月１日から適用する。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

２ 平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する新規程第３２条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とする。

（平成３０年４月１日における号給の調整）

３ 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成２７年１月１日において第１８条第１項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（その他）

４ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成３０年１２月１１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第１２条、第１９条及び第３０条については平成３０年４月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

２ 平成３０年１２月に支給する期末手当に関する新規程第３１条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１３７．５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１７．５」とし、勤勉手当に関する新規程第３２条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については平成31年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 適用の日の前日において改正前の職員給与規程第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員(適用の日以降に人事交流により給与法適用者等から引き続き職員となり、同条の規定に相当する規程により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員を含む。)であって、適用の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、適用の日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の職員給与規程第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の職員給与規程第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(その他)

- 4 平成28年12月5日施行規程附則のうち「平成32年3月31日」とあるのは「令和2年3月31日」と読み替えるものとする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月13日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にか

かわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から改正前の職員給与規程により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 特定幹部職員 107.5分の15

(端数計算)

- 3 前項に規定する基準額又は調整額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

(その他)

- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月25日から施行し、令和5年2月24日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条および第19条については令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とし、勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

(その他)

- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第12条関係)

一般職員本給表 (一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	

39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				

82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								

125		305,200							
-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この本給表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第12条関係）

一般職員本給表（二）

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900

35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	

78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		

121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考 この本給表は、自動車運転手、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第12条関係）

医療職員本給表（一）

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800
2	168,600	204,400	237,400	259,900
3	170,000	205,900	238,700	261,100
4	171,400	207,300	239,900	262,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400
6	174,500	210,000	242,300	264,600
7	176,200	211,200	243,400	265,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700
9	179,400	213,800	245,400	267,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500
11	182,700	216,800	247,800	269,200
12	184,600	218,300	248,900	270,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000
14	187,800	221,200	251,400	272,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000
16	191,600	224,200	253,800	274,100
17	193,500	225,500	254,600	275,300
18	194,700	226,800	255,800	276,800

19	196,200	228,200	256,900	278,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500
22	200,300	231,700	260,000	283,100
23	201,700	232,800	260,800	284,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300
25	204,600	235,000	262,500	287,900
26	205,600	236,200	263,500	289,400
27	206,700	237,400	264,500	290,900
28	207,800	238,500	265,500	292,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300
31	211,200	242,200	269,700	296,800
32	212,300	243,400	271,000	298,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800
34	215,000	245,700	273,800	301,400
35	216,300	246,600	275,300	303,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500
39	220,500	251,100	280,800	309,000
40	221,500	252,100	282,100	310,500
41	222,400	253,000	283,200	312,100
42	223,200	253,800	284,600	313,700
43	224,000	254,600	286,000	315,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800
45	225,800	256,200	288,600	317,700
46	226,700	257,400	290,200	319,100
47	227,600	258,600	291,700	320,600
48	228,500	259,700	293,100	322,200
49	229,200	261,000	294,300	323,600
50	230,100	262,300	295,800	324,900
51	231,000	263,400	297,100	326,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300
54	232,900	266,500	301,300	329,300
55	233,500	267,600	302,700	330,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200
57	234,800	269,400	305,000	331,700
58	235,400	270,500	306,200	332,600
59	235,900	271,600	307,400	333,400
60	236,400	272,500	308,800	334,300
61	237,000	273,300	310,100	335,000

62	237,500	274,300	311,300	335,300
63	238,000	275,200	312,500	335,800
64	238,600	276,100	313,700	336,400
65	239,100	276,900	315,000	337,000
66	239,600	277,900	315,800	337,700
67	240,200	278,800	316,500	338,400
68	240,700	279,700	317,200	339,000
69	241,200	280,600	317,800	339,700
70	241,700	281,600	318,500	340,200
71	242,100	282,700	319,200	340,800
72	242,600	283,700	319,800	341,400
73	243,100	284,300	320,400	341,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300
75	244,100	285,300	321,100	342,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300
77	244,900	286,900	322,200	343,800
78	245,200	287,500	322,700	344,300
79	245,500	288,100	323,200	344,800
80	245,700	288,600	323,600	345,200
81	245,900	289,100	324,200	345,500
82	246,200	289,600	324,700	345,800
83	246,500	290,000	325,100	346,200
84	246,700	290,300	325,600	346,500
85	246,900	290,500	326,100	347,000
86		290,700	326,500	347,300
87		290,900	326,700	347,600
88		291,100	327,000	347,900
89		291,500	327,400	348,300
90		291,700	327,800	348,600
91		291,900	328,200	349,000
92		292,100	328,600	349,300
93		292,500	328,900	349,700
94		292,700	329,100	350,000
95		292,900	329,500	350,300
96		293,200	329,800	350,600
97		293,500	330,000	350,900
98		293,700	330,300	351,300
99		293,900	330,600	351,700
100		294,200	330,900	352,100
101		294,500	331,100	352,600
102		294,700	331,400	353,000
103		294,900	331,800	353,400
104		295,200	332,000	353,800

105		295,500	332,200	354,300
106			332,400	
107			332,800	
108			333,000	
109			333,200	
110			333,600	
111			334,000	
112			334,400	
113			334,600	

備考 この本給表は、栄養士の職務に従事する職員に適用する。

別表第4（第12条関係）

医療職員本給表（二）

級	1級	2級	3級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100
14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000

27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800
35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700
52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200

70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300
73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300
77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600
79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
108	293,500	323,800	355,700
109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700
111	294,200	324,900	357,200
112	294,500	325,200	357,700

113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		

156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		
168	311,200		
169	311,600		

備考 この本給表は、看護師及び准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第5（第12条関係）

研究職員本給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100

22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500	
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100	
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600	
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300	
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700	
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100	
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600	
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700	
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900	
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300	
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200	
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200	
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200	
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200	
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300	
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200	
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900	
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600	

65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400	
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200	
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000	
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800	
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500	
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300	
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100	
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900	
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600	
74	268,600	320,600	389,700			
75	269,600	321,700	390,300			
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300				
91	284,900	332,800				
92	285,900	333,200				
93	286,800	333,500				
94	287,700	333,900				
95	288,700	334,300				
96	289,600	334,700				
97	289,900	335,200				
98	290,800	335,700				
99	291,500	336,200				
100	292,400	336,700				
101	293,300	337,200				
102	293,900	337,700				
103	294,600	338,200				
104	295,300	338,700				
105	295,800	339,100				
106	296,300	339,500				
107	296,800	340,000				

108	297,200	340,400				
109	297,400	340,900				
110	297,800	341,300				
111	298,100	341,800				
112	298,300	342,200				
113	298,600	342,700				
114	298,900	343,100				
115	299,200	343,600				
116	299,500	344,000				
117	299,800	344,500				
118	300,100	344,900				
119	300,300	345,300				
120	300,600	345,700				
121	300,900	346,100				

備考 この本給表は、調査研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第19条関係）

職名	区分
副理事（理事長の指定する者に限る） 所長	一種
部長	二種
次長 課長（理事長の指定する者に限る） 参事（理事長の指定する者に限る） 広報官（理事長の指定する者に限る） 指導主幹（理事長の指定する者に限る）	三種
課長 参事 広報官 指導主幹 主任研究員	四種

別表第6-2（第19条関係）

本給表	職務の級	区分	管理職手当額
一般職員 本給表(一)	10級	一種	139,300円
	9級	一種	130,300円
		二種	104,200円
	8級	一種	117,100円
		二種	94,000円

	7級	一種	110,600円
		二種	88,500円
	6級	二種	83,100円
		三種	72,700円
		四種	62,300円
	5級	三種	69,400円
		四種	59,500円
	4級	三種	64,800円
四種		55,500円	
研究職員 本給表	4級	四種	67,200円
	3級	四種	60,900円

備考（１）この表の適用を受ける職員のうち、別表第6に掲げる副理事（理事長の指定する者に限る）および別表第6に掲げる所長のうち複数の施設の所長を兼務する者（以下「兼務所長」という。）の管理職手当額は、この表の額に30,000円をそれぞれ加算した額とする。

（２）この表の適用を受ける職員のうち、別表第6に掲げる次長のうち兼務所長が属する施設の次長の管理職手当額は、この表の額に10,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7（第21条関係）

都道府県	支給地域	級地	支給割合
北海道	札幌市	7級地	100分の3
宮城県	多賀城市	5級地	100分の10
	仙台市	6級地	100分の6
	名取市	7級地	100分の3
茨城県	取手市、つくば市	2級地	100分の16
	守谷市	3級地	100分の15
	牛久市	4級地	100分の12
	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市	5級地	100分の10
	古河市、ひたちなか市、神栖市	6級地	100分の6
	笠間市、鹿嶋市、筑西市	7級地	100分の3
栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市	6級地	100分の6
	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	7級地	100分の3
群馬県	高崎市	6級地	100分の6
	前橋市、太田市、渋川市	7級地	100分の3
埼玉県	和光市	2級地	100分の16
	さいたま市、志木市	3級地	100分の15
	東松山市、朝霞市	4級地	100分の12
	坂戸市	5級地	100分の10

	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町	6級地	100分の6
	熊谷市	7級地	100分の3
千葉県	袖ヶ浦市、印西市	2級地	100分の16
	千葉市、成田市	3級地	100分の15
	船橋市、浦安市	4級地	100分の12
	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市	5級地	100分の10
	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	6級地	100分の6
	木更津市、君津市、八街市	7級地	100分の3
東京都	特別区	1級地	100分の20
	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	2級地	100分の16
	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	3級地	100分の15
	立川市	4級地	100分の12
	三鷹市、あきる野市	5級地	100分の10
	武蔵村山市	7級地	100分の3
神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市	2級地	100分の16
	鎌倉市	3級地	100分の15
	相模原市、藤沢市	4級地	100分の12
	横須賀市、平塚市、小田原市、大和市	5級地	100分の10
	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町	6級地	100分の6
新潟県	新潟市	7級地	100分の3
富山県	富山市	7級地	100分の3
石川県	金沢市、河北郡内灘町	7級地	100分の3
福井県	福井市	7級地	100分の3
山梨県	甲府市	6級地	100分の6
	南アルプス市	7級地	100分の3
長野県	塩尻市	6級地	100分の6
	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	7級地	100分の3
岐阜県	岐阜市	6級地	100分の6
	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市	7級地	100分の3
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	6級地	100分の6
	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	7級地	100分の3
愛知県	刈谷市、豊田市	2級地	100分の16
	名古屋市、豊明市	3級地	100分の15
	西尾市、知多市、みよし市	5級地	100分の10

	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町	6級地	100分の6
	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛鳥村	7級地	100分の3
三重県	鈴鹿市	4級地	100分の12
	四日市市	5級地	100分の10
	津市、桑名市、亀山市	6級地	100分の6
	名張市、伊賀市	7級地	100分の3
滋賀県	大津市、草津市、栗東市	5級地	100分の10
	彦根市、守山市、甲賀市	6級地	100分の6
	長浜市、東近江市	7級地	100分の3
京都府	京田辺市	4級地	100分の12
	京都市	5級地	100分の10
	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市	6級地	100分の6
大阪府	大阪市、守口市	2級地	100分の16
	池田市、高槻市、大東市、門真市	3級地	100分の15
	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市	4級地	100分の12
	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市	5級地	100分の10
	岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町	6級地	100分の6
兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市	3級地	100分の15
	神戸市	4級地	100分の12
	尼崎市、伊丹市、三田市	5級地	100分の10
	明石市、赤穂市	6級地	100分の6
	姫路市、加古川市、三木市	7級地	100分の3
奈良県	天理市	4級地	100分の12
	奈良市、大和郡山市	5級地	100分の10
	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町	6級地	100分の6
	桜井市、宇陀市	7級地	100分の3
和歌山県	和歌山市、橋本市	6級地	100分の6
岡山県	岡山市	7級地	100分の3
広島県	広島市	5級地	100分の10
	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	7級地	100分の3
山口県	周南市	7級地	100分の3
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	7級地	100分の3
香川県	高松市	6級地	100分の6
	坂出市	7級地	100分の3
福岡県	福岡市、春日市、福津市	5級地	100分の10

	太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町	6級地	100分の6
	北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町	7級地	100分の3
長崎県	長崎市	7級地	100分の3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響を受けるものではない。

別表第8（第25条関係）

施設等名	支給割合
国立沖縄青少年交流の家	100分の12
国立日高青少年自然の家	100分の12

別表第9（第26条関係）

国立乗鞍青少年交流の家
 国立阿蘇青少年交流の家
 国立立山青少年自然の家
 国立信州高遠青少年自然の家
 国立曽爾青少年自然の家

別表第9-2（第26条関係）

期間等の区分		支給割合
異動等の日から 起算して4年に 達するまでの間	特設施設等	国立沖縄青少年交流の家 100分の6
		国立日高青少年自然の家 100分の6
	準特設施設等	100分の4
4年に達した後から5年に達するまでの間		100分の4
5年に達した後		100分の2

備考 国立信州高遠青少年自然の家に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間以外の期間は、特設勤務手当に準ずる手当を支給しない。

別表第10（第33条関係）

支給地域（施設等名）	支給地域の区分
北海道上川郡美瑛町（国立大雪青少年交流の家）	1級地
岩手県滝沢市（国立岩手山青少年交流の家）	4級地
福島県耶麻郡猪苗代町（国立磐梯青少年交流の家）	4級地
岐阜県高山市（国立乗鞍青少年交流の家）	4級地

北海道沙流郡日高町（国立日高青少年自然の家）	2級地
宮城県栗原市（国立花山青少年自然の家）	4級地
福島県西白河郡西郷村（国立那須甲子青少年自然の家）	4級地
新潟県妙高市（国立妙高青少年自然の家）	4級地
富山県中新川郡立山町（国立立山青少年自然の家）	4級地
長野県伊那市（国立信州高遠青少年自然の家）	4級地

別表第11（第33条関係）

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円